

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		感染症患者入院医療の公費負担の承認
根拠条例・規則等名		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
条 項		第37条
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 感染症対策課（電話：048-840-2204）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場合はその理由）	<p>「結核医療の基準」（平成21年1月23日厚生労働省告示）</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における結核患者の入退院及び就業制限の取扱いについて」（平成19年9月7日厚生労働省結核感染症課長通知）</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による医療の公費負担の取扱いについて」（平成11年3月19日厚生省通知）</p> <p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準」（平成20年6月11日厚生労働省事務次官通知）</p>
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場合はその理由）	<p>申請書、添付書類等の受理 1日</p> <p>受理→諮問 7日</p> <p>感染症審査会での審査 1日</p> <p>患者票作成→起案→決裁→交付 8日</p> <p>計 17日</p>
	設定等年月日	平成14年4月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		